

(主な内容)

- 労働審判利用者調査のねらい 1
- 生きがいに関する世論調査 6
- 告知板 8

中央調査報

■ 労働審判利用者調査のねらい

佐藤岩夫(東京大学社会科学研究所・教授)

筆者を含む東京大学社会科学研究所の研究グループは、現在、中央調査社の協力を得て、労働審判制度の利用者調査(『労働審判制度についての意識調査』)を実施している。個別労働紛争の新しい解決手続として2006年に導入された労働審判制度について、実際にこの制度を利用した当事者の評価とその構造を明らかにし、よりよい労働審判制度をつくるための基礎資料を得ることが目的である。本稿では、先行して行われた民事訴訟利用者調査の結果も参照しながら、この調査のねらいについて簡単に紹介する。

1. 個別労働紛争の増加と労働審判制度

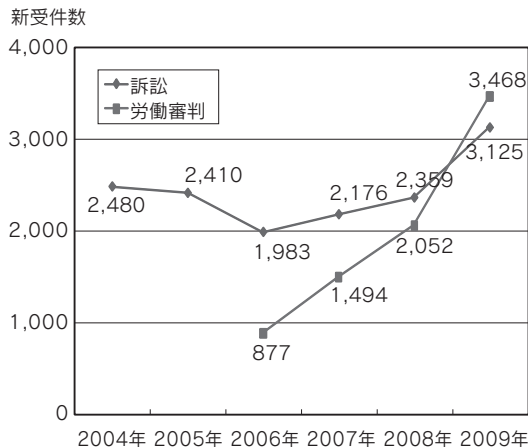
日本では、近年、産業構造の変化にともなう企業の人事労務管理の多様化・個別化、就業形態や就業意識の多様化、そして長引く不況の影響で、個々の労働者と事業主との間の紛争(個別労働紛争)が急増している。

個別労働紛争については、企業内の紛争解決、行政による紛争解決(労働局長による助言・指導、紛争調整委員会によるあっせん、労働委員会による個別労働紛争のあっせんなど)のほか、裁判所による紛争解決(民事訴訟、仮処分など)が用意されているが、この裁判所による紛争解決について、2006年に新たに導入されたのが、労働審判制度である。労働審判は、従来の民事訴訟と比較して、①原則として3回以内の期日で審理を終結すること、②裁判官(審判官)だけでなく労働関係に関する専門的な知識経験を有する労働審判員2名が関与すること、③代理人(弁護士)ではなくなるべく当事者本人に直接発言させて口頭主義・直接主義を徹底すること(ラ

ウンドテーブル方式を取り入れて当事者が話しやすい雰囲気を実現している)、④審判機能と調停機能を結びつけることなど、随所に新しい試みを取り入れられている。

注目されるのは、その利用件数の伸びであり、制度が導入された2006年(4月～12月)の877件から、2007年(1月～12月、以下同じ)は1,494件、2008年は2,052件、2009年には3,468件と急速に増加し、制度導入後わずか4年で、労働関係訴訟の件数(2009年は3,125件)を上回ることとなった。2010年に入ってからもさらに増加の勢いであると聞いている。従来、諸外国と比較して日本では、個別労働紛争を裁判所の手続によって解決することが非常に少ないといわれてきたが、労働審判という新しい制度が導入されたことによって、個別労働紛争を裁判所で迅速・適切に解決することが容易になった。実際、当事者や代理人(弁護士)の話聞いても、この制度への満足は高いようである。

図1 個別労働紛争に関する訴訟と労働審判の件数



(出典) 最高裁判所の資料から作成。
 (注1) 訴訟は個別労働紛争関係の民事通常訴訟の数値。
 (注2) 労働審判事件の2006年の数値は、労働審判法が施行された4月1日以降の数値。

しかし、そもそも、この労働審判制度には、具体的には、どのような紛争が持ち込まれ、また、そこではいかなる解決が図られているのであろうか。また、この制度は、一般的に高い評価を得ているが、より具体的に、当事者は、この制度のどの点に満足し、逆に、どの点には不満を持っているのであろうか。労働審判制度の実情およびそれをめぐる当事者の評価の全体像は、必ずしも十分には明らかとはなっていない。労働審判制度は確かに良好なスタートを切ったが、今後この制度をさらにより良い制度に育てていくためには、その運用の実情と当事者の意見・評価を詳細に明らかにすることが必要である。東京大学社会科学研究所は、このような問題意識から、労働審判制度の利用者を対象とする調査を実施することとした(なお、本調査は、文部科学省「近未来の課題解決を目指した実証的科学研究推進事業」の委託を受けた本研究所の「生涯成長型雇用システム」プロジェクトの一部として行われている)。

2. 労働審判利用者調査の概要

本調査の実施期間は、2010年7月12日から11月11日までの4ヶ月間であり(したがって、本稿の執筆時点ではまだ進行中である)、調査の対象者は、この期間に全国の裁判所で労働審

判手続期日が実施され、かつ、調停が成立しまたは労働審判の口頭告知が行われた期日に出頭した当事者(申立人・相手方双方)である。調査方法は郵送法であるが、今回の調査では、まず、上記の期間に期日に出頭した当事者に対して、裁判所から、調査の説明書および調査協力意向確認のための回答書(ハガキ)を交付し、後者の回答書で調査に協力する意向を表明し氏名・住所の情報を提供した当事者に対して、あらためて調査票を郵送するという手順をとっている。このような2段階の手順を踏んでいるのは、労働審判が裁判所の非公開の手続であり、当事者の意思とプライバシーを最大限尊重し、慎重に調査を実施する必要があるためである。実は、調査対象者の氏名・住所の情報をどのような形で入手できるかは、本調査の設計の最大の課題であった。同じ裁判所の手続でも、手続が公開されており、記録の閲覧も可能な民事訴訟の場合と異なり、非公開の手続である労働審判の場合には、裁判所から直接当事者の氏名・住所の情報を提供してもらうことは制度的に困難である。そこで今回の調査では、裁判所から当事者に対して調査説明書類を交付してもらった上で、調査に協力するかどうか、氏名・住所の情報を提供するかはあくまで当事者自身の自由な判断に委ねることによって、手続の非公開性と調査の実施を両立させることを試みたわけである。この方法は、裁判所の現場に大変な負担と苦勞をかけるやり方であり、最高裁判所を初めとする関係者の理解と協力にこの場を借りてあらためて感謝を申し上げたい。

裁判所の非公開の手続についての大規模かつ信頼できる学術調査は、日本ではこれまで先例がほとんどなく、今回の調査は、回答の内容はもちろんであるが、この方法によってどれだけ多くの当事者の協力が得られるか、調査方法の点でも研究者の関心を集めている。

3. 民事訴訟利用者調査の結果から見た労働審判の可能性

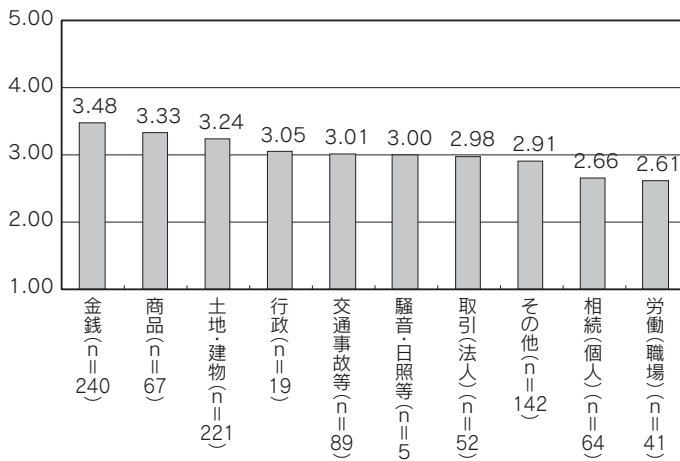
(1) 訴訟への満足が低い労働事件の当事者

ところで、過去に先行して行われた民事訴訟制度の利用者調査では、労働事件の当事者は、その他の事件の当事者と比較して、訴訟の結果の満足が低いという結果が出ている。そうだとするならば、労働関係訴訟の当事者の不満のありかを考えておくことで、逆に労働審判制度に期待される働きや、われわれの調査の焦点もはっきりするであろう。

民事訴訟の利用者調査は、大規模なもののはこれまで3回行われている。最初の試みは、2000年に政府の司法制度改革審議会によって行われた調査であり（司法制度改革審議会2000、なお、そのデータの二次分析として佐藤・菅原・山本2006も参照）、その後2006年に、2000年調査で中心的な役割を果たした研究者グループによって継続調査が行われた（民事訴訟制度研究会編2007。なお、菅原・山本・佐藤2010も参照）。さらに、後者とほぼ同じ時期の2006年から2007年にかけて、別の研究者グループによっても民事訴訟制度の利用者調査が行われている（フット・太田編2010）。それぞれ貴重な調査であるが、本稿では、このうち、労働事件の分析にもっとも適していると思われる2006年の民事訴訟利用者調査（以下、「2006年調査」）のデータを用いる。この調査では、2006年6月1日から30日までの間に終局に達した全国146の地方裁判所の本庁・支部の民事通常訴訟の当事者2,925人に調査票を送付し、921人から回答が得られた（回収率31.5%）。

2006年調査では、当事者が、自分の経験した訴訟の結果について満足しているかどうかを質問している。この質問に対する回答（「1 まったく満足していない」～「5 とても満足している」）の平均値を、事件類型ごとに比較してみると、図2のようになる。労働事件（調査票の表現は「職場における問題」）の当事者の満足度は、全部で10ある事件類型の中で最も低い。

図2 事件類型ごとの訴訟結果満足度の平均値



(2) 結果の有利・不利だけでなく審理の充実も重要

では、労働事件の当事者の満足が低いのはなぜであろうか。労働事件のケース数が少ないため（事件類型を回答した893人のうち労働事件は4.8% [43人]）。なお、回答者数は質問ごとに異なる）、厳密な分析は難しいが、探索的に、まず全事件を対象に、訴訟結果の満足に影響を及ぼしている要因を明らかにし、次いで、それらの要因についての労働事件の特徴を確認するという方法で分析を試みた。

表1は、訴訟の結果の満足度（「1 まったく満足していない」～「5 とても満足している」）を従属変数とし、訴訟費用の評価（「訴訟にかかった費用の総額」について「1 非常に安い」～「5 非常に高い」）、審理期間の評価（「訴訟を終えてかかった時間」について「1 短すぎる」～「5 長すぎる」）、訴訟の終局形態（和解＝1、判決＝

表1 訴訟結果満足度の重回帰分析（全事件）

	偏回帰係数	
費用（総額）	-.121	**
審理期間	-.019	
終局形態（和解ダミー）	.062	
結果の有利さ	.587	***
審理の充実	.393	***
事件類型（労働事件ダミー）	.078	
(定数)	.649	**
n	522	
調整済み R ²	.753	***

(注) *** p<.001 ** p<.01.

0のダミー変数)、訴訟結果の有利さ(「1 不利」～「5 有利」)、審理の充実(「今回の訴訟では、充実した審理が行なわれたと思いますか」について「1 まったくそう思わない」～「5 強くそう思う」)の各変数と、労働事件ダミー変数(労働事件=1、それ以外の事件=0)を独立変数として投入した重回帰分析の結果である。

一般に、訴訟にかかるコスト(費用と時間)は訴訟結果の満足度を低くする要因と考えられているが、分析の結果、やはり費用がかかる(「高い」と訴訟結果の満足度が低くなる)ことが確認された。これに対して、審理期間については有意な効果は確認されなかった。審理期間の場合、「長すぎる」ことはもちろん否定的に評価される一方、短ければよいかといえ、短すぎることも、十分な審理が行われていないとして否定的評価と結びつく可能性が指摘されており、単純ではない。むしろ、機械的な時間の長短よりも、すぐ後で述べる審理の充実が重要なポイントとなっているようである。

次に、終局が和解であるか判決であるかは、それだけでは訴訟結果の満足に影響を及ぼしていない。これに対して、訴訟結果の有利さは、訴訟結果の満足に有意なプラス効果をもつことが確認された。当然といえば当然であるが、やはり結果が自分にとって有利であるかどうかは、当事者の満足度を左右する重要な要因である。

最後に、訴訟の過程・手続についてであるが、審理の充実は、訴訟結果の満足に有意なプラス効果が確認された。ここで重要なのは、審理が充実しているとの評価は、訴訟の結果の有利・不利とは独立に、訴訟結果の満足に影響を及ぼ

している点である。訴訟には必ず勝ち負けがあり、不利な結果が出た当事者の満足が低くなるのは避けられない。しかし、その場合でも、審理が充実していたと考える当事者の満足はそれなりに高くなるのである。

(3) 労働事件の当事者はどこに不満を持っているのか

以上の結果をふまえて、訴訟結果満足に有意な影響があることが確認された3つの要因について、その平均値を労働事件とそれ以外とで比較してみたのが表2である。費用については労働事件とそれ以外で有意な差はなかったが、訴訟結果の有利さおよび審理の充実については、労働事件の平均値が有意に低い。つまり、労働事件の当事者は、訴訟の結果が自分にとって不利だと評価し、また、審理は充実していなかったと評価する傾向が見られる。これらのことが、労働事件の当事者の満足度を低下させる要因になっていると推測される。

労働事件の当事者に訴訟結果が自分にとって不利だと評価する傾向が見られるのはなぜかについては、2006年調査は直接の手がかりは与えていない。ただ、当事者が訴訟を起した動機を分析してみると、労働事件の当事者には、訴訟を通じて単に経済的・現実的利益(金銭や地位)を実現したいというだけでなく、名誉・自尊心や自由などの精神的・人格的利益を守りたいという動機が強いことが確認される。経済的・現実的利益の実現と比較して、精神的・人格的利益を訴訟という方法で実現することは相対的に難しいとの指摘があり、このことが労働事件の当事者に「訴訟では自分の言い分や主張が認

表2 訴訟結果満足に影響を及ぼす変数の平均値の比較

	全 体		労働事件		労働事件以外		平均値の差の 有意性
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	
費用(総額)	3.55	0.99	3.68	0.94	3.54	0.99	
結果の有利さ	3.10	1.52	2.28	1.47	3.14	1.51	労<他 ***
審理の充実	3.00	1.32	2.42	1.17	3.04	1.32	労<他 **

(注) *** p<.001 ** p<.01。「労」は労働事件、「他」は労働事件以外を指す。

められなかった(訴訟の結果は自分に不利である)」という感覚を与えている可能性がある。

他方、労働事件の当事者で審理の充実の評価が低い点については、2006年調査によって、労働事件の当事者の具体的な不満が明らかになっている。それによれば、労働事件の当事者は、それ以外の事件の当事者と比較して、「訴訟の中で、自分の側の立場を十分に主張できたか(立場主張)」、「訴訟の中で、自分の側の証拠を十分に提出できたか(証拠提出)」、「今回の訴訟では、結果はともあれ、訴訟の進み方は公正・公平だったか(進行の公正)」、「裁判官は、事件の問題点について十分に理解していたか(裁判官の問題理解)」、「今回の訴訟の進み方は合理的だったか(進行の合理性)」、「今回の訴訟の進み方は時間的に効率的だったか(時間的効率性)」の各項目で、評価が有意に低くなっている。逆に言えば、これらの項目について労働事件の当事者の評価を改善する手続が構想できるのであれば、訴訟に対する評価の全体も改善される可能性がある。

(4) 労働審判制度のメリット

実は、労働審判手続は、そのような可能性を開いた制度である。冒頭でのべたような口頭主義・直接主義の徹底は、「立場主張」の評価を改善し、また、労働関係に関する専門的な知識経験を有する労働審判員の関与は、「裁判官の問題理解」の評価の低さを補う可能性がある。さらに、原則として3回以内の期日で審理を終結させることは、審理期間の短縮化もさることながら、審理の計画的な進行や審理の内容にメリハリをつける効果があり、これは「進行の合理性」や「時間的効率性」の評価の改善につながる可能性がある。労働審判制度の手続設計は、労働関係訴訟における当事者の不満のポイントをうまく押さえたものとなっており、結果の有利・不利とは独立に、当事者の満足を高めている可能性が推測される。

以上は、労働関係の民事訴訟の当事者の満足が低いということから出発し、いわば裏側から

労働審判の当事者の評価を推測した仮説であるが、労働審判利用者調査の結果がはたしてこの仮説を支持することになるのか、それとも予想を裏切って、新しい検討課題を提起することになるのか、調査の終了を待つことにしたい。

4. むすび

近年、法(学)の世界では、実証的な根拠に基づいた法政策(evidence-based legal policy)の重要性についての意識がますます高まっている。2000年に日本で最初の民事訴訟利用者調査を実施した司法制度改革審議会も、2001年6月に公表した最終意見書の中で、「何より重要なことは、司法制度の利用者の意見・意識を十分汲み取り、それを制度の改革・改善に適切に反映させていくことであり、利用者の意見を実証的に検証していくために必要な調査等を定期的・継続的に実施し、国民の期待に応える制度等の改革・改善を行っていくべきである」と指摘している。法制度を設計し、それを不断に見直していく際には、その制度の現実の機能を踏まえることが重要であり、制度の実際の利用者の意見・評価はそのための重要な手がかりを与える。現在実施中の労働審判利用者調査も、実質的な知見の獲得と方法的な試みの両面で、有意義な貢献ができるものと期待している。

【引用文献】

- ・ 佐藤岩夫・菅原郁夫・山本和彦(2006)『利用者からみた民事訴訟：司法制度改革審議会「民事訴訟利用者調査」の2次分析』日本評論社。
- ・ 司法制度改革審議会(2000)『「民事訴訟利用者調査」報告書』司法制度改革審議会。
- ・ 菅原郁夫・山本和彦・佐藤岩夫(2010)『利用者の求める民事訴訟の実践：民事訴訟はどのように評価されているのか』日本評論社。
- ・ ダニエル・フット、太田勝造編(2010)『現代日本の紛争処理と民事司法3：裁判経験と訴訟行動』東京大学出版会。
- ・ 民事訴訟制度研究会編(2007)『2006年民事訴訟利用者調査(JLF叢書Vol.13)』商事法務。

■ 「生きがい」に関する世論調査

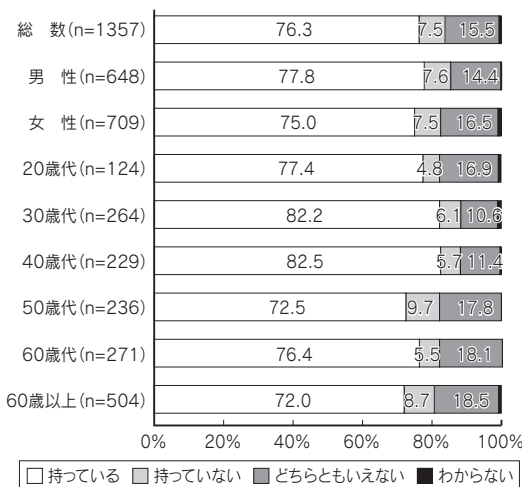
時事通信社では、「生きがい」に関する世論調査を8月6日から9日までの4日間、20歳以上の男女2,000人を対象に面接聴取法で行った(有効回収数1,357人)。以下では、「生きがい」の有無、仕事と「生きがい」の関係、「生きがい」の内容、「生きがい」のために努力したいと思っていることについて紹介していく。

1. 「生きがい」の有無―「持っている」が76.3%

「生きがい」の有無について全員に尋ねたところ、76.3%が「持っている」と回答し、「持っていない」7.5%、「どちらともいえない」15.5%、「わからない」0.7%を大きく上回る結果となった。男女別にみると、「生きがいを持っている」と回答した割合は男性で77.8%、女性で75.0%である。

年代別にみると、大きな差は無いものの、30歳代と40歳代で「生きがいを持っている」と回答した割合が8割を超え、他の年代よりもやや多くなっている(図1)。

図1 「生きがい」を持っているか



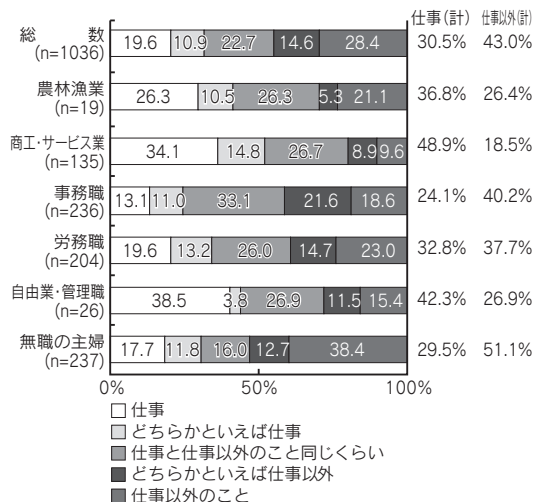
2. 「生きがい」と仕事の関係

続いて、「生きがいを持っている」と答えた人に、「仕事(学業や家事・育児を含める)」と「仕事以外」で分けたとき、どちらに「生きがい」を感じるか聞いたところ、「仕事(計)」と答えた者は30.5%だった(「仕事」19.6%、「どちらかとい

えば仕事」10.9%)。一方、「仕事以外(計)」と答えたのは43.0%で(「仕事以外のこと」28.4%、「どちらかといえば仕事以外のこと」14.6%)、「仕事以外」に「生きがい」を感じている者の方が、「仕事」に「生きがい」を感じている者より多いことが分かった。

これを職種別にみると、商工サービス業では、「仕事(計)」に「生きがい」を見出している者が48.9%にのぼり、「仕事以外(計)」に「生きがい」を感じている者(18.5%)より30.4ポイント多い。自由業・管理職、農林漁業においても同様の傾向がみられる。逆に、最も「仕事以外(計)」に「生きがい」を感じていると回答したのは、無職の主婦であった(51.1%)。事務職、労務職においても同様に、「仕事以外(計)」を選択した人の方が、「仕事(計)」と回答した人より多い(図2)。

図2 「生きがい」と仕事の関係



3. 「生きがい」の内容

「生きがいを持っている」と答えた人に、具体的な「生きがい」の内容を複数選択してもらったところ、「趣味・レジャー」と回答した者が最も多く51.2%であった。次に「家族やペットのこと（一緒に過ごす時間、子どもの成長など）」が49.5%で続く。

男女別にみると、男性で最も多い回答は「趣味・レジャー」の55.6%であり、「仕事・学業」42.9%が次に続く。一方、女性では、「家族やペットのこと（一緒に過ごす時間、子どもの成長など）」を選択した割合が56.8%と最も多く、「趣味・レジャー」が47.0%で続いている。男性で4割を超えた「仕事・学業」は女性では26.1%にとどまっている。「自分自身の健康づくり」は男女ともに約2割、「社会活動」は男女ともに約1割の者が「生きがい」として選んでおり、両者とも男女間で大きな差はみられない(図3)。

4. 「生きがい」のために努力したいと思っていること

最後に、全員に「生きがい」のために努力したいと思っているかどうかを複数選択してもらったところ、「趣味を深める・新しい趣味を見つける努力をする」と回答した割合が最も多く47.5%にのぼった。続いて「友人など家族以外

の人と積極的に交流する」が38.8%、「家族やペットと過ごす時間、コミュニケーションを増やす」が37.4%となっている。

男女別にみると、男性では、「趣味を深める・新しい趣味を見つける努力をする」と回答した者が最も多く50.9%であった。次に多いのは「仕事や学業にやりがいを持って取り組む」の35.2%である。一方、女性では、「友人など家族以外の人と積極的に交流する」が44.7%、「趣味を深める・新しい趣味を見つける努力をする」が44.4%と両者が上位に並んでいる。

「生きがい」の内容と同様、男性で3割を超えた「仕事や学業にやりがいを持って取り組む」は、女性では21.2%にとどまっている(図4)。

5. まとめ

以上が『「生きがい」に関する世論調査』の概要である。全体では7割以上の人が「生きがい」を持っているが、仕事と「生きがい」の関係では職業別で、「生きがい」の内容では男女別で異なる傾向がみられた。男性では「仕事志向」が、女性では「家族・友人志向」がそれぞれ強くなっている。従来のライフスタイルが変化中、今後の動向が注目される。

(調査部 鈴木亜希子)

図3 「生きがい」の内容

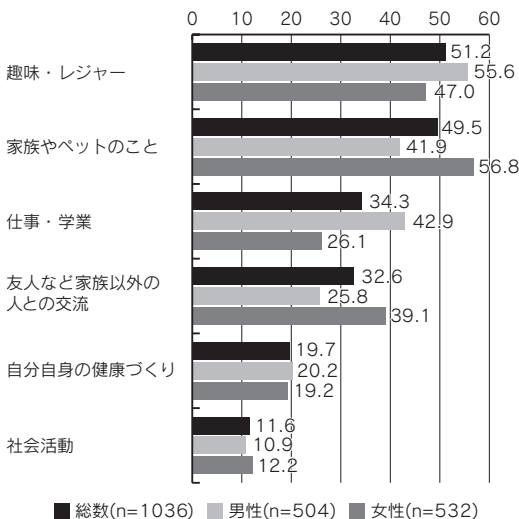
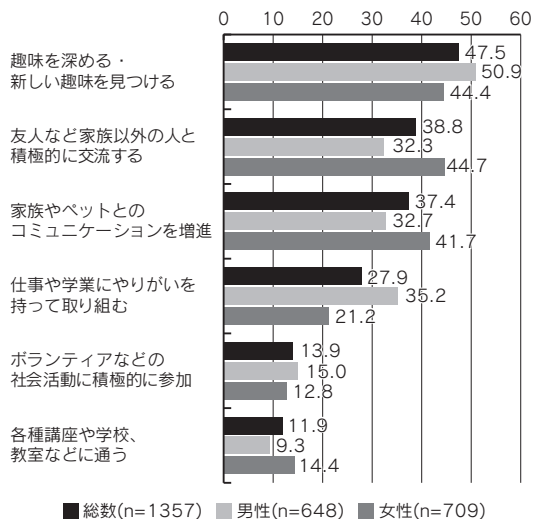


図4 「生きがい」のために努力したいと思っていること

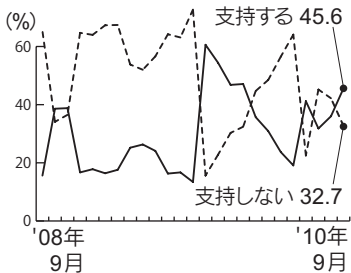


◇ 告 知 板

9月の時事世論調査

9月の時事世論調査の結果がまとまった。管内閣の支持率は45.6%で、前月から9.6ポイント上昇し、発足以来最高となった。不支持率は32.7%で、同9.5ポイントの減となり、3ヵ月ぶりに支持率が不支持率を上回った。民主党代表選に菅直人首相と小沢一郎元幹事長が立候補し、両候補の政策や政治姿勢が好感されたとみられる。

調査は全国20歳以上の男女2,000人を対象に、個別面接聴取法で9月9日から12日に実施。有効回収(率)は1,340(67.0%)だった。



この時期の動きを見ると、国内では、日本臓器移植ネットワークは、20代の男性患者が改正臓器移植法に基づいて脳死と判定され、臓器提供されると発表された。7月17日の改正法施行で脳死になった人の意思が書面で確認できない場合に家族の承諾で提供できるようになって以来、初の適用例(8月9日)。

財務省は、6月末時点の国債や政府短期証券などを合わせた「国の借金」が904兆772億円と、初めて900兆円を突破したと発表した。3月末から21兆円増え、過去最悪を更新した。国民1人あたりの借金は単純計算で約710万円となる(同10日)。

内閣府が発表した10年4～6月期の国内総生産(GDP)の速報値によると、物価変動を除いた実質GDP(季節調整値)は前期比0.1%増、年率換算で0.4%増となった。3四半期連続のプラス成長だったが、前期(4.4%増)か

ら大幅に縮小した。エコポイント制度など消費下支え効果が一巡したことなどが響いた(同16日)。

総務省が発表した7月の全国消費者物価指数(05年=100)は、生鮮食品を除く総合指数が99.0と前年同月比1.1%下落した。17ヵ月連続のマイナスで、指数は1993年3月以来の低水準(同27日)。

厚生労働省が発表した7月の有効求人倍率(季節調整値)は前月比0.01ポイント高い0.53倍で、3ヵ月連続で改善した。一方、総務省が発表した7月の完全失業率(同)は5.2%で、前月より0.1ポイント低下し、6ヵ月ぶりの改善となった(同27日)。

気象庁によると、今夏(6～8月)の日本の平均気温は統計を開始した1898年以降で最も高かった。平年より1.64度高く、埼玉県熊谷市、富山市、大分市など11地点で最高気温35度以上の猛暑日の日数の最多を更新した(9月1日)。

沖縄県・尖閣諸島の日本領海内で操業中の中国漁船が海上保安庁の巡視船2隻と衝突した(同7日)。第11管区海上保安本部は、立ち入り検査を妨害するために衝突させたとして、公務執行妨害容疑で中国人船長を逮捕した(同8日)。

高齢者の所在不明問題を受けて、法務省は戸籍上「生存」になっているのに所在が不明の100歳以上の高齢者が、全国で23万4354人確認されたと発表した(同10日)。

障害者向けの郵便割引制度をめぐる偽の証明書発行事件で、虚偽有印公文書作成・同行使罪に問われた厚生労働省元局長・村木厚子被告に対し大阪地裁は無罪を言い渡した(同10日)。

経営再建中の日本振興銀行は金融庁に破綻申請した。同庁は公的資金による救済策を取らず、預金補償額を元本1千万円とその利子に限る「ペイオフ」を初めて発動した(同10日)。

国外では、世界保健機関(WHO)は、新型インフルエンザ

の世界的大流行(パンデミック)について、「世界はポスト・パンデミック(最盛期後)に移行している」とし、昨年6月から継続してきた大流行の終結を宣言した(8月10日)。

南米チリのサンホセ鉱山で、8月5日に起きた落盤事故で坑内に閉じ込められた作業員33人全員が生きていることが17日ぶりに確認された。(同22日)。

政党支持率は、民主党は先月より0.6ポイント増の20.6%だったのに対し、自民党は同1.1ポイント増の15.4%となり、両党の差は5.2ポイントと先月の5.7ポイント差より若干縮まった。また、みんなの党が2.8%と減少したため公明党が3ヵ月ぶりに3位となった。支持政党なしは52.7%。

(上段:9月、下段:8月)

民	自	公	共	社	国	み	そ	支
主	民	明	産	民	新	ん	の	持
党	党	党	党	党	党	ん	の	政
%	%	%	%	%	%	%	%	党
%	%	%	%	%	%	%	%	な
%	%	%	%	%	%	%	%	し
%	%	%	%	%	%	%	%	%
20.6	15.4	4.0	0.9	0.8	0.1	2.8	0.2	52.7
20.0	14.3	3.5	1.6	0.9	0.2	4.9	0.4	53.5

国民の景気感「良くなった」が3.9%で先月比2.5ポイント減。「悪くなった」は8.8ポイント増の38.5%。この結果、時事世論景気指数は91.8となり、半年ぶりに100を割り、悪化した。

時事世論景気指数

2003年	04年	05年	06年	07年	08年	09年	
87.6	131.4	131.1	143.7	117.2	42.0	61.0	
09年	(9月)	(10月)	(11月)	(12月)	10年	(1月)	(2月)
	85.3	82.8	86.9	53.4		79.0	76.9
	(3月)	(4月)	(5月)	(6月)	(7月)	(8月)	(9月)
	91.8	109.1	104.5	110.8	108.9	110.6	91.8

昨年の中頃と比べて暮らし向きは、「楽になった」は先月より0.9ポイント減の3.5%、「苦しくなった」は1.8ポイント増えて32.1%となった。